

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が「2000年～2002年に、私が〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇から110番通報したことがわかる文書」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成26年8月11日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成26年7月26日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき平成26年8月11日付けで本件対象保有個人情報について開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年9月3日付けで本件対象保有個人情報の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成26年12月10日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成26年12月10日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成27年1月16日、審査請求人から意見

書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成27年2月23日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について平成27年4月24日、審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

本件開示請求は、2000年～2002年に開示請求者が110番通報した履歴、内容が記録された保有個人情報の開示請求である。

一般に「110番通報」は、埼玉県警察本部地域部通信指令課において受理され、「110番受理指令処理用紙」を作成するとともに、事案発生地管轄警察署などに対し事案処理を指令するものである。

通信指令課から指令を受理した警察署においては、事案処理に当たるとともにその処理結果を通信指令課から電送された110番受理指令処理用紙、勤務日誌（交番用又は無線車用）、当直日誌（執務時間外の取扱いの場合に限る）、管理票などの適宜の様式に記録することとなる。

しかし、埼玉県警察文書管理規程（以下「規程」という。）第41条第3項において各業務主管課が示すこととされているこれらの文書の原本の保存期間は、110番受理指令処理用紙については1年、勤務日誌（交番用又は無線車用）、当直日誌及び管理票については3年であり、すでに保存期間を経過しているものであった。

なお、苦情や相談を記録する管理票については、内容に応じて追記する特性を有するため、埼玉県警察情報管理システムによる苦情・警察安全相談等情報管理業務実施要領において、登録データの保存期間は、受理日から起算して5年間（ただし、処理経過登録を行ったときは、最終の処理経過登録を行った日から起算する）とされているが、データにおいても保存期間を経過しているものである。

また、文書の作成から廃棄までを管理するファイル基準表においても、開示請求され

た保有個人情報の存在は認められなかった。

さらに、開示請求者によれば、自身の110番通報によって大宮警察署員が臨場したとのことから大宮警察署書庫を検索したが、開示請求された保有個人情報の存在は認められなかった。

したがって、開示請求に係る保有個人情報は、保存期間の経過による廃棄済又は作成されていないものであり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象保有個人情報は作成されていない又は保存期間経過により廃棄したので存在しないとして不開示決定を行った。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 本件対象保有個人情報の有無の確認について

諮問庁の説明によると、実施機関において110番通報を受理した場合に記録される可能性があるのは110番受理指令処理用紙、勤務日誌（交番用又は無線車用）、当直日誌及び管理票である。そして、これらの文書の保存期間は、規程第41条第3項において各業務主管課がその基準を示すこととされており、当審査会が確認したところ、紙媒体においては長くても3年、電磁的記録媒体においては5年とされている。

そうすると、本件対象保有個人情報が作成されたとしても、審査請求人が本件開示請求を行った時点で当該文書の作成から少なくとも11年以上経過しており、保存期間を経過している。

また、諮問庁の説明では、一般に文書の作成から廃棄までを管理しているファイル基準表においても、本件対象保有個人情報に該当すると認められる公文書は存在しなかったとのことであった。さらに、念のため大宮警察署の書庫を探索したが、本件対象保有個人情報に該当すると認められる公文書は存在しなかったとのことである。

実施機関の文書管理では、文書等は事務の性質、内容等に応じて系統的に分類し、暦年又は年度ごとに整理するものとされ、当該分類及び整理に基づきファイル基準表を作成することとされている（規程第36条）。また、事務の性質、内容等の分類は第1ガイド（大分類）、第2ガイド（中分類）及び個別フォルダー（小分類）により行

われ、ファイル基準表上には保存期間等の項目も設けられているが、個別フォルダーに収納されている個々の文書等を特定することができるような情報を記載する項目はなく、事実上、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。このことから、110番通報を受理した場合に作成、保存される可能性がある文書等をファイル基準表で検索しても、本件対象保有個人情報がいずれの個別フォルダーに収納されていたかを直接確認することはできない。しかし、本件対象保有個人情報を収納する可能性がある個別フォルダーについては、諮問庁の説明のとおり審査請求人が本件開示請求を行った時点で保存期間を経過していることから、当該個別フォルダーに収納されている文書等とともに廃棄されていると認められる。

また、当審査会が調査したところ、現在は、ファイリングシステム実施要領（平成14年7月10日付け文第265号警察本部長通達）に基づき文書廃棄の際に文書廃棄確認書及び文書廃棄総括書を作成することとされているが、平成21年3月以前においては文書廃棄の際に廃棄記録を作成しなければならないとはされておらず、廃棄記録は存在しない。このため、廃棄した事実を確認することはできないが、廃棄記録が作成されていないことをもって担当者の職務違反であるとは言えない。

さらに、審査請求人は大宮警察署員が臨場したと主張していることから、実施機関は念のため大宮警察署の書庫を探索して本件対象保有個人情報が存在しないことを確認しているのであるから、探索の範囲に不備はない。

そもそも本件においては、実施機関は審査請求人からの110番通報を受理していない可能性もあり、そのため本件対象保有個人情報を作成しなかったという可能性も否定できない。

当審査会が審査請求人から事情を聴取したところ、本件対象保有個人情報は作成されていない又は保存期間経過により廃棄したので存在しないとする実施機関の主張を覆すほどの事実の提示はなかった。

上記のとおり、当審査会は、本件対象保有個人情報の有無について、諮問庁及び審査請求人から事情を聴取し事実確認に努めたが、本件対象保有個人情報が存在するという事実は確認できなかった。

したがって、本件対象保有個人情報については、作成されていない又は保存期間経過により廃棄したので存在しないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認めら

れず、処分は妥当なものであるとする諮問庁の主張は是認できる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年12月10日	諮問を受ける（諮問第134号）
平成26年12月10日	諮問庁から理由説明書を受理
平成27年 1月16日	審査請求人から意見書を受理
平成27年 1月29日	審議
平成27年 2月23日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成27年 4月24日	審査請求人による意見陳述及び審議
平成27年 5月29日	審議
平成27年 7月17日	答申